



# 長野県報

3月31日(火)  
令和2年  
(2020年)  
号外

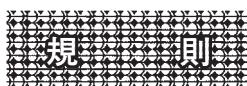
## 目次

### 規則

長野県須坂看護専門学校管理規則の一部を改正する規則（医療推進課）	1
長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則（医療推進課）	1
長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則（地域福祉課）	1
長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則（保健・疾病対策課）	2
長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（ものづくり振興課）	2
長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則（農業技術課）	7
長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則（信州の木活用課）	8
財務規則の一部を改正する規則（会計課）	9

### 訓令

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正（保健厚生課）	15
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の嘱託等に関する規程の一部改正（保健厚生課）	17



長野県須坂看護専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第29号

長野県須坂看護専門学校管理規則の一部を改正する規則

長野県須坂看護専門学校管理規則（昭和39年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第15条の3中「第10条」を「第10条第2項」に改める。

第15条の6第1項中「知事は、」の次に「条例第10条第2項の規定により」を加える。

第15条の7中「の還付」を「及び入学料の還付」に改める。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

医療推進課

長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第30号

長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

長野県看護大学の授業料等に関する規則（平成6年長野県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第8条第1項」を「第8条第2項」に改め、同条第3項中「第8条第2項」を「第8条第3項」に改める。

第7条第1項中「知事は、」の次に「条例第8条第2項の規定により」を加える。

第8条第1項中「の還付」を「及び入学料の還付」に改める。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

医療推進課

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第31号

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県福祉大学校管理規則（平成6年長野県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「第10条」を「第10条第2項」に改める。

第18条の6第1項中「知事は、」の次に「条例第10条第2項の規定により」を加える。

第18条の7中「の還付」を「及び入学料の還付」に改める。

第27条の3第1項中「第10条」を「第10条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

地域福祉課

長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第32号

長野県公衆衛生専門学校管理規則の一部を改正する規則

長野県公衆衛生専門学校管理規則（昭和39年長野県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第16条の3中「第8条」を「第8条第2項」に改める。

第16条の6第1項中「知事は、」の次に「条例第8条第2項の規定により」を加える。

第16条の7中「の還付」を「及び入学料の還付」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

保健・疾病対策課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第33号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則（昭和58年長野県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表の繊維の項を次のように改める。

繊維			円
	1 繊維試験		
(1) 繊維、糸又は高分子材料の強度試験	1	件	2,300
(2) 布はく		"	2,000
ア 静電気試験		"	1,900
イ 通気性試験		"	
	2 染色試験		
(1) カーボンアーク燈型耐光試験機によるもの		"	1,600
(2) キセノンウェザーメーターによるもの		"	3,400

別表の木工の項中 「1 件 を " 」 に改め、同表の機械金属の項中

「 1,100 」 「 1,700 」 「 2,100 」 「 2,400 」 「 2,400 」 「 2,400 」 「 2,500 」 に、  
 　　「 2,100 」 「 2,400 」 「 2,400 」 「 4,400 」 「 4,400 」 「 4,500 」 に、  
 　　「 2,400 」 「 2,400 」 「 2,400 」 「 4,800 」 「 4,800 」 「 4,900 」 に、  
 　　「 1,500 」 「 1,900 」 「 1,900 」 「 4,800 」 「 4,800 」 「 4,900 」 に、  
 　　「 5,300 」 「 5,400 」 「 5,400 」 「 4,800 」 「 4,800 」 「 4,900 」 に、  
 　　「 8,600 」 「 8,600 」 「 7,100 」 「 7,100 」 「 7,100 」 「 7,100 」 に、

イ 紙積層モデル評価装置によるもの	1件(紙積層1センチメートルまでごとに1件とする。)	5,100	
ウ アクリル系樹脂積層モデル評価装置によるもの	1時間	5,600	
エ A B S系樹脂積層モデル評価装置によるもの	1件(樹脂使用量10立方センチメートルまでごとに1件とする。)	2,100	を
オ 樹脂粉末積層モデル評価装置によるもの	"	7,200	
カ 切削加工モデル評価装置によるもの	1時間	3,200	
キ レーザー加工モデル評価装置によるもの	"	2,100	】

イ アクリル系樹脂積層モデル評価装置によるもの	1時間	5,500	
ウ A B S系樹脂積層モデル評価装置によるもの	1件(樹脂使用量10立方センチメートルまでごとに1件とする。)	2,100	
エ 樹脂粉末積層モデル評価装置によるもの	"	7,300	に、「」 8,900】を
オ 切削加工モデル評価装置によるもの	1時間	3,300	
カ レーザー加工モデル評価装置によるもの	"	2,100	】

「 9,000 」に、「 3,800 」を「 3,900 」に、「 2,400 」を「 4,000 」を

「 2,400 」に、「 3,000 」を「 3,100 」に、「 120,000 」を  
「 4,100 」に、「 7,700 」を「 7,700 」に、「 」 18,000 」

「 121,000 」に、「 2,300 」を「 2,300 」に、「 126,000 」を  
「 」 4,400 」

「 127,000 」に、「 7,700 」を「 7,800 」に、「 3,900 」を  
「 」 15,000 」を「 15,000 」に、「 7,700 」を  
「 30,000 」 31,000 」 「 15,000 」を  
「 」 17,000 」

「 4,000 」に、「 50,000 」を「 51,000 」に、「 7,400 」を  
「 7,800 」に、「 96,000 」を「 97,000 」に、「 」 4,600 」

「 7,300 」に、「 」 " " 6,900 」を「 」 " " 6,800 」

に、「 1,500 」を「 1,600 」に、「 1,400 」を「 1,500 」に、「 」 900 」

「	3,200 1,600 1,400 4,200	」を	「	3,300 1,700 1,400 4,300	に、「	」	2,000 1,100	」を	「	2,100 1,100	に、		
「	4,300	」を	「	4,400	」に、「	」	1,500 3,700	」を	「	1,600 3,800	に、		
「	1,900 5,800	」を	「	1,900 5,700	」に、「	」	4,200 2,700 2,600 5,200	」を	「	4,300 2,800 2,600 5,300	に、		
「	1 検定箇所		7,900	」を	「	」	7,900	」に、					
「	1,300 1,300	」を	「	1,400 1,300	」に、「	」	2,900 4,900	」を	「	3,000 5,000	に、		
「	3,800 2,400	」を	「	3,900 2,700	」に、「13,000円」を「14,000円」に、「5,500」を「5,400」に、								
「	ウ イオンマイグレーション試験 エ 信号特性試験 オ 組込み機器動作試験		1件 (5時間までごとに1件とする。)	1	件	5,000円と200円に測定点の数を乗じて得た額との合計額	7,100	」を					
「	ウ 信号特性試験 エ 組込み機器動作試験		''			7,000	」に、「		4,000 4,700	」を			
「	4,100 4,800	」に、「カ 電磁界解析試験」を「オ 電磁界解析試験」に、「解析条件を変更して行う場合にあっては、変更後について12,000」を「解析条件を変更して行う場合にあっては、変更後について13,000」に、「キ 燃料電池評価試験」を「カ 燃料電池評価試験」に、「ク 充放電試験		''		8,100	」を						
「	キ 充放電試験		''			7,800	」に、「ケ 有効電力測定試験」を「ク 有効電力測定試験」に、「コ コンプレッサー稼働状況試験」を「ケ コンプレッサー稼働状況試験」に、「サ 太陽電池モジュール測定器評価試験」を「コ 太陽電池モジュール測定器評価試験」に、「シ その他の試験」を「サ その他の試験」に、						
「	(1) 低温試験 (2) 高温試験 (3) 恒温恒湿試験 (4) 低温低湿試験 (5) 温湿度サイクル試験 (6) 高速温湿度サイクル試験 (7) 高度加速寿命試験 (8) 冷熱衝撃試験 (9) HAL T試験		1件 (10時間までごとに1件とする。)			4,700 3,500 4,700 9,900 5,200 5,900 4,000 8,700 6,600							
								」を					

〔(1) 低温試験	1件(10時間までごとに1件とする。)	4,600	
(2) 高温試験	〃	3,400	
(3) 恒温恒湿試験	〃	4,600	
(4) 低温低湿試験	〃	9,600	
(5) 温湿度サイクル試験	〃	5,100	に、
(6) 高温温湿度サイクル試験	〃	5,600	
(7) 高度加速寿命試験	〃	3,900	
(8) 冷熱衝撃試験	〃	8,300	
(9) HALT試験			
ア 試験条件が一定の場合	1件(1時間までごとに1件とする。)	6,500	
イ 試験条件を変更する場合	〃	10,000	〕
〔イ 恒温槽を用いないもの	〃	5,800	
(11) 衝撃試験			
ア のこぎり波形による場合	1件(衝撃回数3回までごとに1件とする。)	7,300	を
イ 正弦波形による場合	〃	4,100	
(12) 浸せき試験	1 件	1,100	〕
〔イ 恒温槽を用いないもの	〃	5,700	
(11) 衝撃試験	1件(衝撃回数3回までごとに1件とする。)	4,100	に、
(12) 浸せき試験	1 件	1,200	〕
〔(15) ウェザ－試験	1件(4時間までごとに1件とする。)	7,200	
(16) 超促進ウェザ－試験	1件(1時間までごとに1件とする。)	1,400	を
〔(15) 超促進ウェザ－試験	1件(1時間までごとに1件とする。)	1,400	に、「(17)」を「(16)」に、
〔(18) 結露サイクル試験	1件(5時間までごとに1件とする。)	5,000	を
〔(17) 結露サイクル試験	1件(5時間までごとに1件とする。)	4,900	に、「(19)」を「(18)」に、
〔10 工作機械精度測定試験	1 測 定 項 目	1,200	を
11 試験機・計測器精度測定試験			〕
〔10 試験機・計測器精度測定試験			〕に、
		2,100	
		6,800	を
		6,200	〕
2,200	〔		
7,000	に、		
6,100	〕		
5,800	〔		
3,300	を		
2,200	〕		
6,200	〔		
3,500	に、		
2,300	〕		

「 | 12 電磁波雑音測定試験 | 」を「 | 11 電磁波雑音測定試験 | 」に、 | 6,300  
| 6,000 | を  
| 6,100 |  
| 6,400 | 」

「 に、「 13 切削試験 」を「 12 切削試験 」に改め、同

表の食品の項目中「 | 900 | 」を「 | 700 | 」に、「 | 4,000 | 」を「 | 4,100 | 」に、「 | 5,200 | 」を「 | 5,300 | 」に、「1,800円以上10,000円」を「1,500円以上16,000円」に、「7,100円」を「7,000円」に、「 | 9,500 | 」を「 | 9,400 | 」に、「 | 40,000 | 」を「 | 41,000 | 」に、「 | 17,000 | 」を「 | 32,000 | 」に、「 | 18,000 | 」を「 | 33,000 | 」に、「30,000」を「31,000」に、「30,000円」

「16,000」「8,600」を「31,000円」に、「19,000円」を「20,000円」に改め、同表の化学等の項中「10,000」を「11,000」とし、右欄の合計額を「17,000」「8,600」に、「に」を「に、」に改めた。

「25,000」を「26,000」に、「25,000円」を「26,000円」に、「 | 6,400 | 」を「 | 6,300 | 」に、

「 | 1 件 | 29,000 | 」を「 | '' | 30,000 | 」に、「 | 33,000 | 」  
を「 | 34,000 | 」に、「 | 37,000 | 」を「 | 38,000 | 」に、「 | 49,000 | 」  
46,000 | 12,000 | 14,000 | を

「 | 50,000 | 47,000 | 12,000 | 15,000 | 」に、「 | 25,000 | 」を「 | 26,000 | 」に、「4,700円」を「4,800円」に、

「 | 4,700 | 」を「 | 4,800 | 」に、「23,000円」を「24,000円」に、「 | 23,000 | 」を「 | 47,000 | 」

「 24,000 に、 「 15,000 を 16,000 に、「 6,200 を  
48,000 」 10,000 」 10,000 」 」

「 | 6,100 | 」に、「 | 2,500 | 」を、「 | 2,600 | 」に、「 | 7,200 | 」を

「 | 7,100 | 」に、「1,400円」を「1,700円」に、 | 14,000 | を | 15,000 | に、  
| 12,000 | | 12,000 | に、  
| 7,800 | | 8,700 | 」

「 7,900 | 9,000  
   9,900 | 11,000  
   10,000 | 15,000      に、「 | 2,600 | を「 |  
   16,000 | 21,000      」に改め、同表の  
   20,000 | 29,000  
   7,800 | 9,100  
   8,700 | 10,000      」に改め、同表の  
   」                  」に改め、同表の成績表作成の項中  
   2,400 | 2,500 | 2,000 | 2,100 |  
   1,900 | 1,900 | 3,300 | 3,400 |  
試料前処理の項中 「 | 3,700 | を「 | 3,800 | 」に改め、同表の成績表作成の項中  
「 [ 1,800 ] を [ 1,900 ] 」に改め、同表の備考の1中「繊維の項の2の(3)のアの(イ)」を「繊維の項の2の(2)」に改め、同備考の2中「2,000円」を「2,100円」に改め、同備考の4中「5,900円」を「6,000円」に改め、同備考の5中「7,000円」を「7,100円」に、「4,600円」を「4,700円」に改め、同備考の8中「2,300円」を「2,400円」に改め、同備考の10中「2,900円」を「3,000円」に改め、同備考の11中「機械金属の項の8の(2)のク及びコ」を「機械金属の項の8の(2)のキ及びケ」に、「同ク」を「同キ」に、「4,700円、同コの(7)」を「4,500円、同ケの(7)」に、「同コの(イ)」を「同ケの(イ)」に、「同コの(ウ)」を「同ケの(ウ)」に、「2,500円」を「2,600円」に改め、同備考の12中「から(15)まで及び(17)」を「(14)及び(16)」に、「6,000円」を「5,600円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「同(15)にあっては5,900円、同(17)」を「同(16)」に、「5,700円」を「5,600円」に改め、同備考の13を次のように改める。

13 食品の項の4の試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、200円とする。

別表の備考の15中「7,500円」を「7,600円」に、「28,000円」を「29,000円」に、「36,000円」を「37,000円」に改め、同備考の16中「4,800円」を「4,900円」に改め、同備考の17中「同(17)及び(18)」を「同(17)にあっては800円、同(18)」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

ものづくり振興課

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県規則第34号

長野県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県農業大学校管理規則（昭和51年長野県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第31条中「第8条」を「第8条第2項」に改める。

第34条第1項中「知事は、」の次に「条例第8条第2項の規定により」を加える。

第35条中「の還付」を「及び入学料の還付」に改める。

別表の1中 「 [ 15 |        |        ] を  
           [     | 1 | 30 ] 」

「 [ 15 |        |        ] に、  
       [     | 0.5 | 15 ] 」

「 [ スマート農業論 | 講義 | 1 | 15 |        |        ] を

「 [ スマート農業論 | 講義 | 1 | 15 | 1 | 15 ] に、

「 [ 農業機械学III | 実習 |        |        | 1 | 30 ] を

「 [ スマート農業論 | 演習 |        |        | 1 | 30 ] に改め、  
       [ 農業機械学III | 実習 |        |        | 1 | 30 ] 」

同表の2中	〔 <table border="1"><tr><td>24</td><td>720</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>30</td><td>900</td></tr><tr><td>5</td><td>150</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>6</td><td>180</td></tr><tr><td>1</td><td>15</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>1</td><td>30</td></tr><tr><td>1</td><td>15</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1</td><td>15</td><td></td><td></td></tr></table> 〕	24	720					30	900	5	150					6	180	1	15					1	30	1	15			1	15			を	長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。				令和2年3月31日	
24	720																																							
		30	900																																					
5	150																																							
		6	180																																					
1	15																																							
		1	30																																					
1	15																																							
1	15																																							
長野県知事 阿部守一																																								
<b>長野県規則第35号</b>																																								
長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則																																								
長野県林業大学校管理規則(昭和53年長野県規則第35号)の一部を次のように改正する。																																								
第9条中「様式第1号」を「別記様式」に改める。																																								
第12条第1項中「(様式第2号)」を削る。																																								
第20条中「第7条」を「第7条第2項」に改める。																																								
		第23条第1項中「知事は、」の次に「条例第7条第2項の規定により」を加える。				第24条中「の還付」を「及び入学料の還付」に改める。																																		
		別表の専門教育科目の項中																																						
		〔 <table border="1"><tr><td>森林気象学</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td></tr></table> 〕				森林気象学			2		を																													
森林気象学			2																																					
〔 <table border="1"><tr><td>山の環境学</td><td></td><td></td><td>2</td><td>1</td></tr></table> 〕				山の環境学			2	1	に、																															
山の環境学			2	1																																				
〔 <table border="1"><tr><td>森林計画・普及論</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td></tr></table> 〕				森林計画・普及論			2		を																															
森林計画・普及論			2																																					
〔 <table border="1"><tr><td>森林計画・普及論</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 〕				森林計画・普及論	2				に、																															
森林計画・普及論	2																																							
〔 <table border="1"><tr><td>測量学</td><td>2</td><td>1</td><td></td><td></td></tr></table> 〕				測量学	2	1			を																															
測量学	2	1																																						
〔 <table border="1"><tr><td>測量学</td><td>2</td><td></td><td></td><td>1</td></tr></table> 〕				測量学	2			1	に、																															
測量学	2			1																																				
〔 <table border="1"><tr><td>労働安全</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td></tr></table> 〕				労働安全			2		を																															
労働安全			2																																					
〔 <table border="1"><tr><td>保健休養学</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr></table> 〕				保健休養学				1	を																															
保健休養学				1																																				
〔 <table border="1"><tr><td>労働安全</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td></tr></table> 〕				労働安全			2		に、																															
労働安全			2																																					
〔 <table border="1"><tr><td>6 <math>\frac{14}{15}</math></td><td></td><td></td><td>7 <math>\frac{7}{15}</math></td><td></td></tr></table> 〕				6 $\frac{14}{15}$			7 $\frac{7}{15}$		に改める。																															
6 $\frac{14}{15}$			7 $\frac{7}{15}$																																					
様式第2号を削り、様式第1号中「この」を「縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの」に改め、同様式を別記様式とする。																																								
附 則 (施行期日)																																								
1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)																																								
2 この規則の施行の際現に長野県林業大学校の第2学年に在学する者に係るこの規則による改正後の長野県林業大学校管理規則別表の適用については、同表の専門教育科目の項中																																								
〔 <table border="1"><tr><td>森林計画・普及論</td><td>2</td><td></td><td></td></tr></table> 〕				森林計画・普及論	2			とあるのは																																
森林計画・普及論	2																																							
〔 <table border="1"><tr><td>森林計画・普及論</td><td></td><td></td><td>2</td></tr></table> 〕				森林計画・普及論			2	と、																																
森林計画・普及論			2																																					

る。

## 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

農業技術課

「測量学 2 1」とあ  
るのは

「測量学 2 1」とす  
る。

信州の木活用課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月31日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第36号

#### 財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「第2号から第9号」を「第1号から第8号」に、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第72条第2項第1号中「賃金、」を削る。

第140条第10号を次のように改める。

(10) 契約不適合責任

第147条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「契約人の責めに帰す理由により」を削る。

第291条及び第292第2項中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

第293条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

別表第4の7賃金の項を削り、同表の8報償費の項中 「8報償費」 を 「7報償費」 に、「8」 を  
 「7」 に改め、同表の9旅費の項中 「9旅費」 を 「8旅費」 に、「9」 を  
 「8」 に改め、同表の10交際費の項中 「10交際費」 を 「9交際費」 に、「10」 を  
 「9」 に改め、同表の11需用費の項中 「11需用費」 を 「10需用費」 に、「11」 を  
 「10」 に改め、同表の12役務費の項中 「12役務費」 を 「11役務費」 に、「12」 を  
 「11」 に改め、同表の13委託料の項中 「13委託料」 を 「12委託料」 に、「13」 を  
 「12」 に改め、同表の14使用料及び賃借料の項中「14使用料」を「13使用料」に、「14」 を 「13」 に改め、  
 同表の15工事請負費の項中 「15工事請負費」 を 「14工事請負費」 に、「15」 を 「14」 に改め、同表の16  
 原材料費の項中 「16原材料費」 を 「15原材料費」 に、「16」 を 「15」 に改め、同表の17公有財産購  
 入費の項中 「17公有財産購入費」 を 「16公有財産購入費」 に、「17」 を 「16」 に改め、同表の18備品購入費の項  
 中 「18備品購入費」 を 「17備品購入費」 に、「18」 を 「17」 に改め、同表の19負担金、補助及び交付金  
 の項中「19負担金」を「18負担金」に、「19」 を 「18」 に改め、同表の20扶助費の項中 「20扶助費」 を  
 「19扶助費」 に、「20」 を 「19」 に改め、同表の21貸付金の項中 「21貸付金」 を

「20貸付金」に、「21」を「20」に改め、同表の22補償、補填及び賠償金の項中「22補償」を「21補償」に、  
に、「22」を「21」に改め、同表の23償還金、利子及び割引料の項中「23償還金」を「22償還金」に、  
に、「23」を「22」に改め、同表の24投資及び出資金の項中「24投資」を「23投資」に、「24」を  
「23」に改め、同表の25積立金の項中「25積立金」を「24積立金」に、「25」を  
「24」に改め、同表の26寄附金の項中「26寄附金」を「25寄附金」に、「26」を  
「25」に改め、同表の27公課費の項中「27公課費」を「26公課費」に、「27」を  
「26」に改め、同表の28繰出金の項中「28繰出金」を「27繰出金」に、「28」を  
「27」に改め、同表の29上記1から28までのうち、債務負担行為に係るもの項中「29上記1から28」を「28上記1から27」に

改め、同表の30上記1から29までのうち、長期継続契約又は単価契約若しくは概算契約に係るもの項中「30上記1から29」を「29上記1から28」に改め、同表の31上記1から30までのうち、資金前渡又は繰替払に係るもの項中「31上記1から30」を「30上記1から29」に改める。

様式第17号を次のように改める。

(様式第17号) (別表第2関係)

# 年度 予 算 内 訳 簿

作成日 年 月 日

会計名	款名	項目名	目名	工・事区分

予算計上課

(単位:千円)

予算成立区分						
節名						
01	報酬					
02	給料					
03	職員手当等					
04	共済費					
05	災害補償費					
06	恩給及び退職年金					
07	報償費					
08	旅費					
09	交際費					
10	需用費					
11	役務費					
12	委託料					
13	使用料及び賃借料					
14	工事請負費					
15	原材料費					
16	公有財産購入費					
17	備品購入費					
18	負担金、補助及び交付金					
19	扶助費					
20	貸付金					
21	補償、賠償及び還金、利子料					
22	割引					
23	投資資本及び金					

予算成立区分 節名							
24	積立金						
25	寄附金						
26	公課費						
27	繰出金						
合計							

[財源内訳]

様式第53号の備考の3中「賃金」を「交際費」に改める。

様式第136号の報酬及び賃金用中「(報酬及び賃金用)」を「(報酬用)」に改める。

様式第137号の電算システム用を次のように改める。

(電算システム用)

旅行命令(依頼) 概算請求票 精算請求票	所 属		ページ	
職 名			申請番号	
起票日	氏 名		内 線	
			電話番号	

命令印	決裁回議	命令権者確認印	出納員
-----	------	---------	-----

支払い

会計区分	科目／仕訳	金額	請求、受領、精算印		
			概算金額	精算金額	追給(返納)額
支払日	- - -	円	円	円	円
	- - -	円			
支払方法	- - -	円			
	- - -	円			

用務の内容							
交通費 合計金額 円							
日付	出発地/行き先	区間	移動手段 距離(km)	往復区分 運賃/車賃 (円)	特別車両等区間 料金・距離<片道表示>	運転 同乗	備考
宿泊費 合計金額 円	(宿泊料)	円	食卓料	円			
日付/泊	宿泊施設名	宿泊形態	宿泊料(円) 食卓料(円)		備考		
旅行雑費 合計金額 円							
日付	項目	金額(円)	内容				
その他 合計金額 円	項目	金額(円)	項目	金額(円)			

備考	

(備考) 1 領収書等は、専用の用紙に貼り付けること。

2 実情に応じ、この様式に準じて作成することができること。

様式第138号の電算システム用を次のように改める。

(電算システム用)

旅 行 依 頼 概 算 請 求 精 算 請 求 票	所 属		ページ	
職 名			申請番号	
起票日	氏 名		内 線	
			電話番号	

命令印	決裁回議	命令権者確認印	出納員
-----	------	---------	-----

## 支払い

会計区分	科目／仕訳	金額	請求、受領、精算印		
			概算金額	精算金額	追給(返納)額
支払日	- - -	円	円	円	円
	- - -	円			
支払方法	- - -	円			
	- - -	円			

用務の内容						
会場						
住所	〒					
旅行者氏名					職務相当(行一)	
日付	出発地/行き先	区間	移動手段 /距離(km)	運賃/ 車賃(円)	特別車両等区間 料金・距離<片道表示>	宿泊

往復		日当区分	
合計金額	円	交通費	円
宿泊料	円	日当	円

うち車賃	円	日額旅費	円
雑費	円	調整額	円

## 備考


- (備考) 1 この様式は、国家公務員の例により費用弁償を支給する場合に使用すること。  
 2 実情に応じ、この様式に準じて作成できること。

様式第139号の電算システム用を次のように改める。

## (電算システム用)

旅行命令 赴任 精算請求票	所属		ページ	
	職名		申請番号	
	起票日		内線	

氏名	電話番号
----	------

命令印	決裁回議	出納員
-----	------	-----

## 支払い

会計区分	科目／仕訳	金額	精算印
概算金額	円	- - -	円
精算金額	円	- - -	円
追給(返納)額	円	- - -	円
支払日		- - -	円
支払方法		- - -	円

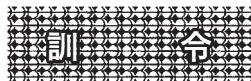
用務の内容	赴任のため
発令日	
旧所属	
新住所居所	

旧住所居所							
移転料		合計金額 円					
距離	km	上限額	円				
引越業者代	円						
レンタカー	レンタカ一代	ガソリン代	通行料	駐車場代	その他		
	円	円	円	円	円		
自家用車	台数	車賃	通行料	駐車場代	その他		
	台	円	円	円	円		
着後手当		合計金額 円					
借家入居費		合計金額 円					
1ヶ月の家賃	円	上限額	円	手数料	円	礼金等	円
宿泊料・食卓料相当		合計金額 円 (宿泊料 円 食卓料 円)					
日付	泊数	宿泊施設名				宿泊形態	宿泊料
							円
							円
備考							
移転雑費		合計金額 円					
職員の移動に係る交通費等		合計金額 円					
交通費		合計金額 円					
日付	出発地/行き先	区間	移動手段 /距離(km)	運賃/車賃(円)	特別車両等区間 料金・距離<片道表示>		備考
宿泊料・食卓料		合計金額 冮 (宿泊料 冮 食卓料 冮)					
日付	泊数	宿泊施設名				宿泊形態	宿泊料
							円
							円
備考							
旅行雑費		合計金額 冮					
日付	雑費区分	金額	支給理由				
移転申告書							
氏名		続柄	生年月日	年齢	備考		
		本人					
旅費の調整							
調整額	円						
調整理由							
備考							
移転料請求対象の扶養親族氏名				続柄	生年月日	年齢	移転年月日
扶養親族移転料		合計金額 冮					
交通費		合計金額 冮					
日付	出発地/行き先	区間	移動手段 /距離(km)	運賃/車賃(円)	特別車両等区間 料金・距離<片道表示>		備考


宿泊料・食卓料相当			合計金額	円	(宿泊料)	円	食卓料	円
日付	泊数	宿泊施設名			宿泊形態	宿泊料	食卓料	
						円	円	
						円	円	
備考								

- (備考) 1 領収証等は、専用の用紙に貼り付けること。  
 2 実情に応じ、この様式に準じて作成することができること。

会計課



## 長野県教育委員会訓令第4号

事務局  
教育機関

長野県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成15年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行します。

令和2年3月31日

長野県教育委員会

第2条第2号中「同条第6号」を「同条第1号、第2号、第3号及び第6条」に、「を除く」を「に限る」に改め、「第10条及び」を削り、同条第4号中「一般職の非常勤の職員に関する規程（昭和33年4月28日付け33人第58号総務部長通知）第2条第3項に規定する純非常勤職員」を「地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員」に改める。

第10条第1項中「（県立学校は除く。）」を削り、同条第3項中「職務」を「事項で医学に関する専門的知識を必要とする職務」に改め、同項第3号中「職員」を「本庁内又は所属所内の巡視等による職員」に改め、「医学的」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号中「で、医学に関する専門的知識を必要とするもの」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 労働安全衛生規則第14条第1項第2号に規定する面接指導に関すること。

第11条第1項中「県立学校」を「常時50人未満の職員が勤務する所属所（県立学校に限る。）」に改め、同条第3項中「常時50人以上の職員が勤務する学校にあっては産業医の職務を、その他の学校にあっては」及び「、それぞれ」を削り、「掲げる」の次に「事項で医学に関する専門的知識を必要とする」を加え、同項第3号中「職員」を「所属所内の巡視等による職員」に改め、「医学的」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号中「で、医学に関する専門的知識を必要とするもの」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 労働安全衛生規則第14条第1項第2号に規定する面接指導に関すること。

第11条第4項中「、衛生管理者」を削る。

第12条第4項中「、職員健康管理医」を削る。

第14条第4項中「又は職員健康管理医及び」を「、」に、「並びに」を「及び」に改め、「者とする」を削る。

様式第4号を次のように改める。